本号で公布された法令のあらまし

◇**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第五三号）（総務省）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　医療職俸給表㈠を除くすべての俸給表について、中高齢層が受ける俸給月額を中心に俸給月額を改定することとした。（別表第一から別表第七まで、別表第八ロ及びハ並びに別表第九から別表第一一まで関係）

2　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の七五）に引き下げることとした。（第一九条の四関係）

3　勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の六五（特定管理職員にあっては一〇〇分の八五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の七五）に引き下げることとした。（第一九条の七関係）

4　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万五、一〇〇円に引き下げることとした。（第二二条関係）

5　当分の間、五五歳を超える職員（行政職俸給表㈠六級相当以上の職員に限り、指定職俸給表の適用を受ける職員等を除く。）への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に一〇〇分の一・五を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（附則第八項から第一一項まで関係）

二　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の六二・五）に引き下げるとともに、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三七・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の七七・五）に引き上げることとした。（第一九条の四関係）

2　勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の六七・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の八七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の七七・五）に引き上げることとした。（第一九条の七関係）

三　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

1　第一号任期付研究員に適用する俸給表の全俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。（第七条関係）

四　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げるとともに、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げることとした。（第七条関係）

五　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

1　特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定することとした。（第七条関係）

2　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。（第八条関係）

六　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げるとともに、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げることとした。（第八条関係）

七　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一三号）附則第一一条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・一七パーセント（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、〇・二四パーセント）引き下げることとした。（附則第一一条関係）

八　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、二、四及び六は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第五四号）（総務省）

一　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　俸給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二〇六万円、国務大臣等は一五〇万三、〇〇〇円、内閣法制局長官等は一四四万一、〇〇〇円とする等の改定を行うこととした。（第三条、附則第三項並びに別表第一、別表第二及び別表第五関係）

2　期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に改めることとした。（第七条の二関係）

3　日額手当の改定

常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万七、七〇〇円とすることとした。（第四条関係）

二　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

別表第三及び別表第四に定める官職の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定を行うこととした。（別表第三及び別表第四関係）

三　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に改め、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に改めることとした。（第七条の二関係）

四　特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく経過措置対象の常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万八、八〇〇円とすることとした。（附則第六条関係）

五　この法律は、二及び三を除き、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

◇**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第五五号）（国会）

1　各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国務大臣及び大臣政務官に準じて改定することとした。（第一条関係）

2　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

◇**国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第五六号）（国会）

1　国会議員の秘書の給料月額の一部を特別職の秘書官に準じて改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　平成二二年一二月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

3　平成二三年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

4　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一〇号）附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定することとした。（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項関係）

5　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、3については、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第五七号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（第一五条及び別表関係）

2　報酬月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

◇**検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第五八号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（第九条及び別表関係）

2　俸給月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。